

幹事会規程(改定)

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本環境化学会(以下「本会」という。) 定款第56条に基づき、事業の適切な推進を図るために設置する幹事会の職務や運営方法を定める。

(所管業務)

第2条 幹事会は、理事会の付託を受け、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 本会の運営・管理に関すること
 - ア 事業計画、予算及び決算に関すること
 - イ 経営管理、財務管理及び会費などに関すること
 - ウ 会員の増強に関すること
 - エ 組織の設置、育成、強化に関すること
 - オ 広報に関すること
 - カ 関係委員会に関すること
- (2) 本会の機関誌「環境化学」、各種刊行物の企画、発行に関すること
- (3) 研究会、講習会等の企画及び実施に関すること
- (4) 環境省、関連団体等との交流及び協力に関すること
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(幹事の選出)

第3条 本会の事業を推進するために、80人以内の幹事を置く。

- 2 幹事は評議員の互選により選出する。

(幹事会の構成)

第4条 幹事会は、会長、副会長及び理事とともに各部会の幹事をもって構成される。

- 2 会長は幹事会を主宰する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 幹事会の会務を遂行するため、企画、編集、情報、広報・渉外、表彰、国際企画、地区及び事務局などを担当する部会に正副幹事を置く。
- 4 各部会には理事の中から担当理事を置く。

(委員会等)

第5条 定款第4条に規定する事業目的を達成するため、部会には編集委員会、表彰委員会などの委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び廃止並びにその活動は理事会に報告する。

(幹事の任期)

第6条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないが、部会の活性化を図るため、出来るだけ若い会員の登用をはかる。

- 2 幹事が退任した場合における後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 会議は本会の会長もしくは理事会が必要と認めたときにこれを招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会議には、必要に応じて幹事以外の者を招致して意見を聞くことができる。
- 4 会議は、出席する幹事の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(付議事項)

第8条 理事会が幹事会へ付託した業務については幹事会で推進し、次回理事会に報告する。

- 2 重要事項は理事会に付議し承認を得る。なお、緊急を要する重要事項については会長及び副会長の了承を得て遂行し、次回理事会に報告して承認を得る。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月19日より施行する。

この改定は、平成23年6月20日より施行する。

この改定は、平成24年4月17日より施行する。

この改定は、令和元年8月15日より施行する。